

禁煙 支援 新時代

11

わかる・できる・てがるに楽しく!
職域・地域・教育・医療現場での
禁煙支援ノウハウ

2019年9月15日(日) 9:30—17:00(受付9:00—)

松江市保健福祉総合センター 3階

松江市乃白町32-2 電話 0852-60-8174

参加費
 [医療従事者] 5,000円
 [事業所関係者] 1,000円
 [一般市民] 無料
 [昼食代] 弁当600円(お茶つき)
 無料託児あり(1歳—就学前児対象)

参加申込締切 9月10日(火)

締切までに参加申し込みをなさった方には、昼食をご用意できますので
早めにお申し込みください。詳しくは、裏面の参加申込書をご覧ください。

単位認定(申請中)

- ①日本医師会認定産業医研修・生涯研修専門 3単位
- ②島根県医師会生涯教育講座 6単位
- ③日本禁煙科学会 認定禁煙支援士 認定講習会受講点 1点
- ④日本薬剤師会研修センター受講点 4点

お問い合わせ先
 特定非営利活動法人しまね子どもをたばこから守る会
 ファックス 0852-21-2903
 電子メール shimane-nosmoke@googlegroups.com(メーリングリスト)
 shimane-nosmoke@sayonaratabaco.net(事務局)
 ホームページ www.sayonaratabaco.net

主催
 特定非営利活動法人しまね子どもをたばこから守る会

共催
 松江市、島根産業保健総合支援センター
 後援(申請中)

島根県、島根労働局、島根労働基準協会、島根県経営者協会、松江商工会議所、
 協会けんぽ島根、島根県教育委員会、松江市教育委員会、島根県医師会、
 松江市医師会、島根県小児科医会、島根県薬剤師会、島根県歯科医師会、
 松江市歯科医師会、島根県歯科衛生士会、島根県看護協会、朝日新聞松江総局、
 山陰中央新報社、BSS山陰放送、TSK山陰中央テレビ、山陰ケーブルビジョン

ここまできました 「受動喫煙対策」!

9:30—10:00 開会のあいさつ/オリエンテーション

10:00—12:00 [特別講演 その①]
**改正健康増進法で求められる
 病院、大学、官公庁、企業、
 レストラン等の禁煙化**
大和浩 産業医科大学産業生態科学研究所
 健康開発科学研究室 教授

12:00—12:15 休憩

12:15—13:00 [ワーク]
ワーク「伝える」から「伝わる」へ
富永典子 エア・ウォーター健康保険組合 主任・保健師

13:00—14:00 [特別講演 その②]
**事業場・学校医としての取組み
 〈喫煙対策〉**
野津立秋 松江市医師会野津医院 院長

**子ども達がタバコを断る
 ロールプレイの実際**
田草雄一 ぽよぽよクリニック 院長

14:00—16:00 [シンポジウム]
各組織の取組みと今後の方向

- ①「島根県のたばこ対策の取組」について
谷口栄作 島根県健康福祉部 医療統括監
- ②松江市のたばこ対策について
岩成俊治 松江市健康部健康推進課 課長
- ③協会けんぽ島根支部における
 受動喫煙防止の取組み(仮題)
船田裕介 協会けんぽ島根支部企画総務部 部長
- ④島根労働局の進める受動喫煙防止対策
 ——コンサルタント会との協働
藤原淳一 島根労働局労働基準部健康安全課
 主任産業安全専門官
- ⑤働き方改革と健康経営
森脇建二 一般社団法人島根県経営者協会 専務理事
 島根働き方改革推進支援センター センター長
- ⑥企業における受動喫煙防止への取組み
児玉泰州 株式会社コダマ 代表取締役
- ⑦子どもへの禁煙防止教室から伝えたいこと
杠佳子 元保育園園長
酒向武 特定非営利活動法人しまね子どもをたばこから守る会

16:00—16:15 禁煙体験者の発表

16:15—16:45 Q&A 感動し、日頃の疑問を一気に解決しよう!!

16:45—17:00 閉会のあいさつ

令和元年、第11回禁煙支援研修会を9月15日(日)に開催いたします。

受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が7月1日に一部施行されました。「第一種施設(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)」は原則敷地内禁煙とするよう規定され、人事院は6月に「敷地内禁煙が原則であり、屋外喫煙所の設置は推奨しない」との通知を省庁に出しています。しかし、敷地内禁煙を7月1日から採用したのは、2省、10都府県にすぎないという状況です。～国土交通省と文部科学省、青森、岩手、山形、茨城、東京、佐賀、沖縄の7都県。秋田、滋賀、大阪はそれ以前に全面禁煙にしています。同法を所管する厚生労働省は屋外に1ヶ所ある喫煙所の撤廃を検討中と調査に回答。

大阪府は、昨年7月職員に勤務中に喫煙を禁止する通達も出し、違反した複数の職員を処分しています。また屋外喫煙所を設置する自治体も、半日禁煙を推奨(福井県)、研修やカウンセリングのサポート強化(北海道)、治療支援(新潟)など、禁煙支援の取組みがなされているようです。

市町の段階で敷地内全面禁煙を採るところも出てきています。また法の全面施行

は来年2020年4月1日ですが、2018年6月より全面禁煙を実施している飲食店・串カツ田中ホールディングスでは売上高、経常利益ともに前年比39%増と発表されています。

島根県は、残念ながら現在は屋内禁煙です。令和元年6月に第4次島根県たばこ対策指針が公表されました。4本柱の②受動喫煙防止では、すでに小・中学校は敷地内禁煙100%、公立高校も100%達成となっています。県庁舎などは(平成30年8月時点)29.4%、市町村庁舎(同)4.2%とかなり実施率は低いのですが、令和5年度の目標100%です。屋内禁煙以上を実施している事業所は50.6%(平成28年度)でした。

松江市立病院でも、この度、屋内の2喫煙室を撤去し完全に敷地内禁煙になりました。これにより禁煙外来設置可能となり、7月より禁煙治療がスタートしています。

今回の研修会は、色々な現場でさらに取組みを一歩進めるための大きな糧となる講演・シンポジウムなどを企画しました。皆様それぞれの場でしっかり活躍され、対策が進むことを期待しています。

春木有子

特定非営利活動法人しまね子どもをたばこから守る会 理事長
松江市医師会禁煙活動推進委員会 委員
島根県医師会たばこ対策委員会 委員
日本禁煙科学会 評議員



バス「市立病院」下車。P 駐車場:松江市立病院と共用。駐車券を会場にお持ちください。

禁煙支援新時代 11 参加申込書

ファックスまたは電子メールでお申し込み下さい。
※ご記入の内容は本事業の参加人数の把握目的以外には使用しません。

ふりがな					
氏名	昼食(弁当)				
	要	不要			
職種 (該当するものを○ で囲んで下さい)	【医療従事者】 → 医師 歯科医師 薬剤師 看護職 歯科衛生士 その他()				
	【事業所関係者】 → 衛生管理者 会社員 その他()				
	【一般市民】				

連絡先(電話番号、ファックス番号、メールアドレス)

無料託児希望(1歳—未就学児対象).....ご希望の際は、お子様の人数・年齢、電話番号をご記入下さい。

人数	年齢	歳	か月	電話番号(いつでも連絡がとれる番号をご記入下さい)
		歳	か月	
名		歳	か月	

参加申込先 特定非営利活動法人しまね子どもをたばこから守る会

ファックス 0852-21-2903 電子メール shimane-nosmoke@sayonaratabaco.net

申込締切 9月10日<火>